

事務事業	123	新たな景観まちづくりの推進					
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち					
大項目	01	魅力あふれるまちづくり					
施策	02	清潔で美しいまちづくり					
事業内容							
目的	平成19年度に景観計画を策定し、良好な景観形成を図っていきます。良好な景観を形成することによって、区民にとって潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の活性化や賑わいを創出していきます。						
対象・手段	区民会議や景観まちづくり審議会を活用し、区民や専門家の意見を踏まえた景観法に根拠を持った景観計画を策定していきます。また、東京都知事と協議を行い、景観行政団体になります。						
成果(事業が意図する成果)							
平成19年度に景観計画を策定し、良好な景観形成を図っていきます。良好な景観を形成することによって、区民にとって潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の活性化や賑わいを創出していきます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
景観計画の策定		基礎調査終了時点で20%、景観まちづくり審議会の答申時点で50%、景観計画策定時点で100%とします。			(平成19)年度に (100%)の水準達成		
景観行政団体		東京都知事の同意を得た時点で70%、告示した時点で100%とします。			(平成18)年度に (100%)の水準達成		
					()年度に ()の水準達成		
成果の達成状況							
		単位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備考
事業成果指標	目標値1	%	0.00	100.00	100.00	100.00	景観まちづくり審議会の了承を得て景観計画の素案を取りまとめたため、平成20年度に、景観計画を策定する環境を整えることができました。このため、80%としました。 協議書を、事前調整を経て年度末に東京都知事に提出し、平成20年度当初に、同意が得られる見通しが立ちました。このため、50%としました。
	実績1	%	0.00	20.00	50.00	80.00	
	= /	%	0.00	20.00	50.00	80.00	
	目標値2	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	実績2	%	0.00	0.00	0.00	50.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	50.00	
	目標値3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成18年度	景観まちづくり審議会に「今後の景観まちづくりのあり方とその実現方策について」を諮問し、予定どおり年度内に答申を得られました。						
平成19年度	景観行政団体となるには至らなかったものの、景観行政団体になるための協議書を、事前調整を経て年度末に東京都知事に提出しました。また、景観まちづくり審議会の了承を得て景観計画の素案を取りまとめました。						

部名称		都市計画部			課名称		景観と地区計画課	
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考	
トータルコスト	事業費	千円	0	7,508	6,510	11,182		
	人件費	千円	0	8,338	8,280	24,780		
	事務費	千円	0	340	320	22		
	減価償却費等	千円	0	0	0	0		
	総計 = + + +	千円	0	16,186	15,110	35,984		
	受益者負担	千円	0	0	0	0		
	純計 = -	千円	0	16,186	15,110	35,984		
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
財源内訳	一般財源 = -	千円	0	16,186	15,110	35,984		
	特定財源		0	0	0	0		
	一般財源投入率 /	%	0.00	100.00	100.00	100.00		
職員	常勤職員	人	0.00	1.00	1.00	3.00		
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00		
事業に関する検討課題								
<p>総合計画との整合性を図りながら、景観計画素案を取りまとめました。景観行政団体となってこの素案を法定の計画としていくためには、パブリックコメント制度などで住民の意見を聞くほか、周辺区との整合性も図りながら、きめ細かく策定していく必要があります。</p>								
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	景観行政団体になるための協議書を、事前調整を経て年度末に東京都知事に提出したほか、景観まちづくり審議会の了承を得て景観計画の素案を取りまとめたため、平成20年度に、景観行政団体となるとともに景観計画を策定する環境を整えることができました					
	実施の成果	2	景観計画素案を取りまとめることができ、今後、景観行政団体になった場合のたたき台となります。この素案を積極的に検討の素材として活用していきます。					
	効率性	3	大学研究室との協働・連携により、計画取りまとめのための調査を効率的に実施することができました。また、景観計画検討小委員会の活用により、景観まちづくり審議会において効率的な議論を行うことができました。					
	行政の関与	3	景観計画は区が策定する計画です。区民や専門家の意見を聞きながら、積極的に取り組んでいく必要があります。					
	妥当性	2	区民会議や地区協議会における議論を踏まえ、景観まちづくり審議会を中心に、景観計画素案を取りまとめました。今後、区民や専門家の意見を十分に聞きながら法定の景観計画を策定するので適切です。					
	施策寄与度	3	景観法に基づく景観計画は、総合計画に重要な位置を占める計画です。法定の計画であり強制力もあるため、施策目標の達成に寄与できるものです。					
総合評価	<p>景観計画の方向性については、平成19年度に素案を取りまとめたことで、景観計画を策定するための準備は整ったといえます。また、景観行政団体になるための協議書を、事前調整を経て東京都知事に提出したことから、景観行政団体となるための目処がたったため評価をBとします。今後は、東京都知事の同意を得て景観行政団体となること、パブリックコメント等の法定の手続きを経た上で景観計画を策定すること、景観行政団体として景観まちづくりを進めるための条例制定等が課題となります。</p> <p>過去3年間の評価としては、東京都との調整に時間を要したため、目標水準に達することができませんでしたが、概ね計画どおりに事業を推進できたため、Bとします。</p>						過年度評価	B
							18年度	B
						17年度	B	
						16年度		
						15年度		
改革方針							方向性	
	<p>総合計画との整合性を図りつつ、特に地形や土地利用の歴史を十分に踏まえ、今後の景観まちづくりを効果的に誘導していくための景観計画を策定していきます。そのためにも、平成20年度中に景観行政団体となるとともに、第一次実行計画「72 景観計画の策定」に引き継いで取り組んでいきます。</p>						1	現状のまま継続